様式第６号（その１）

営業所調査書

商号または名称

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ａ | １ | 営業所への入口が他の有資格者の営業所と同一でない（ビルのワンフロアを複数の有資格者が使用する場合にあっては、当該営業所の入口が同一でない）。 |  |
| ２ | 同一のフロアを複数の有資格者が使用する場合、次の全ての要件を満たす間仕切り等で区別されている。  ア　天井までの高さがある。  イ　他の有資格者の営業所で行われる会話を容易に聞き取ることができない構造である。  ウ　容易に移動させることができないものである。 |  |
| ３ | 入札契約手続に使用する電話およびパーソナルコンピュータを他の有資格者と共用していない。 |  |
| ４ | 建設業法の規定により備え置くべき書類その他建設業の事業に関する書類が他の有資格者の書類と混同していない。 |  |
| ５ | 建設業の事業に関する業務に従事する者が当該業務を行うための机その他の什器および設備を他の有資格者と共用していない。 |  |
| Ｂ | １ | 容易に移動することができないよう基礎に固定されている。 |  |
| ２ | 屋外の公衆が見やすい場所および営業所の出入口付近に商号または屋号を記載した視認性の高い看板（建設業法施行規則に定める建設業者が営業所に掲げる標識程度の大きさとする。）を掲げている。 |  |
| ３ | 建設業法第４０条に規定する標識を公衆の見やすい場所に適法に掲示している。 |  |
| ４ | 公益事業者（電気・ガス・水道等公共サービス提供業者）と供給契約を締結して、電気、ガス、水道等の供給を受けている、またはそれと同等とみなされる環境にある。 |  |
| ５ | 接客、契約、執務等の営業を行うための十分なスペースがある。 |  |
| ６ | 接客、契約、執務等の営業を行うために必要な机、椅子等の備品を備えている。 |  |
| ７ | 不適切な転送を行っていない営業所専用の固定電話（ＩＰ電話を除く。）を備えている。 |  |
| ８ | 入札契約手続きに使用するパソコンを備え、かつ、県の電子入札サービスシステムに接続できる。 |  |
| ９ | 建設業法第４０条の３に規定する帳簿および書類を保存するための書類棚等を他の入札参加資格者と共用していない。 |  |
| 10 | ９の帳簿および下請契約に係る請負代金の支払いを適正に行っていることがわかる書類を適切に保存している。 |  |
| 11 | 契約用の印鑑を適切に保管している。 |  |
| 12 | 電子入札用ＩＣカードを適切に保管している。 |  |
| 13 | 経営業務管理責任者および専任技術者が常勤している。 |  |

※　１つでも「いいえ」の項目がある場合は、入札参加資格を与えることができません。

27